

令和7年10月2日

◆亀井たかつぐ委員

では、よろしく願いいたします。

まずは、認知症施策の推進について何点かお伺いしたいと思います。

頂いた資料の41ページにも認知症施策に関する最近の状況についてという話の中で、いろいろ時系列の状況なんかも書いてありますけれども、もうちょっと詳しく確認させてもらっていいですか。

◎高齢福祉課長

資料の順に御答弁させていただきたいと思います。

まず、令和5年12月に認知症抗体医薬の保険適用が開始されました。その一例としてレカネマブが挙げられますけれども、県のホームページでは、自院でレカネマブの初回投与が可能な政令市を除く県内の医療機関の一覧について掲載をしているところでございます。

それから、令和6年1月には共生社会の実現を推進するための認知症基本法、いわゆる認知症基本法が施行されたところでございます。

その次、令和6年3月に第9期かながわ高齢者保健福祉計画を策定しましたが、認知症基本法に位置づけられました都道府県認知症施策推進計画については、法の趣旨を踏まえまして、第9期かながわ高齢者保健福祉計画に包含する形で策定をしたところでございます。

それから、令和6年5月に国が認知症患者の推計を発表しましたが、この推計では、2040年に認知症高齢者数が584万人とされておりまして、これを本県に当てはめると約43万人となります。令和6年12月には国が認知症基本法に位置づけられた認知症施策推進基本計画を策定しましたが、先ほど答弁させていただきました第9期かながわ高齢者保健福祉計画では、「認知症とともに生きる社会づくり」とした節の下に七つの主要施策を位置づけておりまして、これらは国の認知症施策推進基本計画の内容に沿ったものというふうになっているところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

次に、若年性認知症について何点かお伺いしたいのですが、若年性認知症支援コーディネーター、これは、具体的な取組内容を確認させていただいていいですか。

◎高齢福祉課長

若年性認知症支援コーディネーターは、県と政令市が10か所の医療機関に設置をしております。このうち県が設置しているのは、横須賀・三浦二次保健医療圏を担当する国立病院機構久里浜医療センター、湘南西部と県西の二次保健医療圏を担当する曽我病院、湘南東部と県央の二次保健医療圏を担当する湘南東部総合病院の3か所となります。

若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症の人やその家族等に対する相談支援、各種サービス等の利用支援などを行うほか、関係機関とのネットワーク会議ですとか、若年性認知症に関する研修会の開催といった取組を進めているところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

今の御答弁で、政令市を含めて10か所で、県としては3か所の拠点をつくって、そこからの支援コーディネーターの活動だという話でしたが、県の3か所という結構偏在しちゃっているかなと思うのですが、地域格差の解消はどのようにやられているのですか。

◎高齢福祉課長

先ほど答弁させていただきましたが、横須賀・三浦で1か所、久里浜医療センター、湘南西部、平塚市とか中井町辺りと県西部が小田原にある曾我病院、それから、湘南東部、茅ヶ崎とか藤沢の辺りと、それから県央の厚木とか大和なども含めまして湘南東部総合病院ということで、横須賀・三浦は1圏域に1か所ですけども、2圏域にそれぞれ、湘南西部・県西と湘南東部・県央のところは1か所ずつというふうにしておりますので、若年性認知症支援コーディネーターを設置しながら、先ほど先行会派の答弁の中で申し上げましたけれども、認知症疾患医療センターというのも設置しておりますので、そういったところが連携しながら取組を進めているというふうに考えております。

◆亀井たかつぐ委員

私も横須賀に住んでおりますけれども、横須賀・三浦もすごく広いので、そこに1か所置いていますよと言われても、いろいろ偏在もあるし、やはり、これからそういう体制の強化というのを具体的に図っていかなければいけないかと思ひまして、お聞きしましたので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、若年性認知症の方というのは、やはり仕事をしている方が多いんです。特に、就労面について課題を抱えていると思われる方もいらっしゃるのでは、そういう方に対してのなにか取組というのはあるのでしょうか。

◎高齢福祉課長

まず、若年性認知症支援コーディネーターなんですけれども、個別支援の中で若年性認知症の人の勤務先との調整などを行いますけれども、医療機関の職員がコーディネーターを担っておりますので、医療や福祉の関係は、いわば得意分野というふうになりますけれども、企業等とのネットワークを十分には持っていないという状況がございますので、就労面としては、得意分野までには至らないという状況がございました。

そのため、県は、令和6年度から若年性認知症支援コーディネーターとは別に若年性認知症訪問支援員を新たに配置いたしまして、若年性認知症の人への就労継続支援を強化することといたしました。若年性認知症訪問支援員は、企業との強いネットワークによる効果的・技術的な普及啓発ができること、企業の産業

医、産業保健師、労務衛生担当の方に直接アプローチができるところが強みというふうに考えてございます。若年性認知症訪問支援員は、若年性認知症の人を雇用する企業を訪問し、雇用継続を働きかけるほか、企業の労務担当者などを対象といたしまして若年性認知症に関する研修会を開催するなどの取組を行っております。

◆亀井たかつぐ委員

今課長がおっしゃっていただいた就労を継続ですよ、これが一番大切だと思うのですが、結構継続してできているのですか、継続率とか。あとは、企業とのやり取りもこのコーディネーターの方がやられているって今話ですけども、例えば、受入れ企業へのインセンティブとか、そういうものはあるのですか。

◎高齢福祉課長

若年性認知症の方の雇用の継続率というのは、我々を含めて統計は持ち合わせていない状況です。今戻っても、持ち合わせていないという状況になります。

企業の側のインセンティブというところは、制度として私どもで把握しているものはないので、このコーディネーターですとか、若年性認知症訪問支援員が、きめ細かく、お一人お一人に対して、支援だったり、企業への働きかけを行っていく中で、そこの就労継続支援を図っていく、そういった取組を続けているところです。

◆亀井たかつぐ委員

いろいろな施策があるのはよく存じ上げているのだけど、その施策によって就労の継続というのが一番大切なので、それを把握していないというのはちょっとおかしいね。

◎高齢福祉課長

把握していないというより、統計等は、その辺りはないということで答弁させていただきます。

◆亀井たかつぐ委員

だから、そういう統計が今ないのだから、そういう統計もこれからしっかりと持って取組をしていかないと、何のために施策を打っているのか分からない。継続しているのかしていないのか分からないのだったら、何のために就労継続支援をやっているんだという話になっちゃうから。そういう、やはり、しっかりとしたデータを持たなければいけないのではないかという話です。

◎高齢福祉課長

取組について検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

◆亀井たかつぐ委員

これは、若年性認知症の御本人の支援だけじゃなくて、その家族への支援というのでも重要だと思うのですが、どんな取組をしていますか。

◎高齢福祉課長

若年性認知症の人の御家族に対しては、認知症に関する知識や介護技術といったことだけではなくて、精神面などのサポートも必要となりますので、相談支援が重要というふうに考えています。若年性認知症の人の家族の人の相談先としては、まずは、先ほど御答弁させていただいた若年性認知症支援コーディネーターがごさいます。また、県では、認知症介護の経験者等による電話相談を行うかながわ認知症コールセンターを設置しておりますけれども、この中で、若年性認知症の人の家族からの御相談にも対応しているところでございます。

それから、若年性認知症の人についての相談内容にも少し触れさせていただきましたけれども、若年性認知症の治療であったり、就労継続支援であったり、継続的な問題の解決といった内容が多いというふうに伺っております。

◆亀井たかつぐ委員

認知症の御家族って、やはりすごく孤独だと思うんです。家族単位で。ですから、何を言いたいかというと、そういう若年性認知症の御家族は、就労もしなければいけない中で、経済的にも厳しい御家族なので、やはり孤立しちゃうといけないと思うので、家族間の連携みたいなものはあるのですか。

◎高齢福祉課長

先ほど、かながわ認知症コールセンターのことを答弁させていただきましたけれども、このコールセンターの委託先である認知症の人と家族の会神奈川県支部のほうに委託をしておりますけれども、その神奈川県支部では、地域での家族の方が集まったりする、つどいといたしますけれども、その場でも相談だったり支援ということを大事にされておまして、そこが家族が集まる場になり得るのではないかと、実際それをやっているというところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

次に、認知症の御本人が講演などの普及活動を行っているかながわオレンジ大使、これには若年性認知症の人も含まれていると私は承知しておりますけれども、どのような活動をしていらっしゃるのでしょうか。

◎高齢福祉課長

現在、認知症の御本人 14 人にかながわオレンジ大使を委嘱しておりますけれども、このうち 65 歳未満の若年性認知症の人は 4 人いらっしゃるところでございます。

令和 6 年度の取組では、研修会におきまして若年性認知症の人に講師になっていただきまして、題名としては、これは障害福祉サービスのほうですけれども、若年性認知症の人の就労継続支援 B 型につながるまでとその後につきまして、若年性認知症の当事者の立場から、認知症と診断された前後の気持ちであっ

たり、マンション清掃などに就労した感想等を、支援者とのインタビュー形式で御講演をいただいたところでございます。また、認知症月間である先月9月に開催いたしました普及啓発イベント、かながわオレンジデーですとか、企業等と連携いたしまして県民の皆様に認知症未病改善に資する機器を体験していただく認知症未病改善キャラバンにおきましても、楽器を演奏したり、歌を歌っていたりという活動をしていただきました。

こうした活動に対しまして、イベントに参加された方からは、前向きに活動することの大切さを認識した、認知症でもできることはある、認知症のイメージが変わった、認知症に関わる方々の希望となるような発信を続けてほしいといった感想を頂いたところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

いろいろな活動をされているという話なんですが、かながわオレンジ大使の方々は、今みたいにしっかり活動されていますけれども、経済的に厳しい方もいらっしゃるかなと思うのですが、県のほうで活動費みたいな形で支援をしているとか、そういうあれはあるんですか、交通費とか。

◎高齢福祉課長

後ほど答弁させていただきます。申し訳ありません。

◆亀井たかつぐ委員

若年性認知症の話はずっとさせていただいたのですけれども、今の話も含めて、今後の展望というか、どういうことを考えているのかお聞きしたいと思います。

◎高齢福祉課長

まず、先ほど答弁を保留させていただいたかながわオレンジ大使ですが、謝金はお支払いしているような形になります、活動に対して。

それから、今後の展望という御質問だったと思いますけれども、県のほうでは、若年性認知症も含めまして、認知症の早期発見、早期診断、それから早期対応のために、認知症疾患医療センターを中心とした認知症の医療支援体制の整備を進めているところでございますけれども、この認知症疾患医療センターについて、国のほうで「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」というのを出しておりまして、その中では、少なくとも二次医療圏に1か所以上、人口の多い医療圏では概ね65歳以上の人口6万人に1か所程度整備することというふうにされてございます。本県では、二次医療圏に1か所以上という設置はできているのですけれども、65歳以上人口6万人に1か所の設置はできていないため、できれば増設を進めていきたいと考えてございます。

それから、若年性認知症の当事者ではないと分からない思いを共有できたり、悩み事をお互いに相談し合えるような若年性認知症の御本人たちによるミーティングの開催、ピアサポートというんですけれども、お互いにサポートできるようなピアサポートを推進していくことも今後重要になるというふうに考えてご

ざいます。

それから、認知症の人と接する機会が少ないと思われる若い世代などにも、若年性認知症も含めまして認知症を理解してもらえるように、例えば、県立高校での認知症サポーター養成講座の開催ですとか、インスタグラムを活用した認知症に関する情報発信なども進めていきたいというふうに考えております。

こうした取組を通じまして、若年性認知症の人が就労や活躍の場を広げまして、生き生きと暮らし続けられるよう支援をしていきたいというふうに考えてございます。

◆亀井たかつぐ委員

今、課長の答弁の中で印象に残った二文字があって、増設とおっしゃっていましたよね。何か具体的な方向性が決まっていればお答えいただけますか。

◎高齢福祉課長

増設を申し上げたのは、認知症疾患医療センターが二次医療圏に1か所ずつは整備ができていますのですけれども、65歳以上人口6万人に1か所というところまではまだ設置ができていないので、その増設を進めていきたい。ちょっと希望的な発想のような形で答弁させていただいているので、もちろん、令和8年度当初予算はこれから編成作業が進んでいきますので、まだ私も高齢福祉課の希望という形で答弁させていただいたところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

今具体的にお答えいただくのはちょっと厳しそうなので、この辺でこの質問は終わらせていただいて、次に、デフリンピックのレガシーについて何点かお聞きしたいと思います。

もうそろそろ東京2025デフリンピックも間近になっておりまして、大会に向けた機運醸成はもちろん一番大事なわけですけれども、私が思っているのは、大会が終了した後のレガシーが、やはり、それと同じように大事ではないかと思っ、以前にもお聞きしたことがあるのですが、ちょっと時間もたっているので、レガシーについてしっかりと方向性が出ているのではないかということ期待しながら質問させていただきたいと思います。

まず、大会が終了して、選手たちがいらっしゃるわけですから、生きたレガシーとして、共生社会の実現を発信していくということも大きな効果かなと。御本人たちがしっかりと対応していく、活動していくということが非常に大きな効果を生むかなと思うのですけれども、そのような取組というのは、今現在どのような形で考えていますか。

◎健康・パラスポーツ推進室長

現在、大会に向けた機運醸成といたしまして、選手に焦点を当てたPRに取り組んでいるところでございますが、大会を通じて、また新たなストーリーも生まれるものと期待をしております、そういったものをレガシーとして残していきたいと考えております。そこで、県では、県ゆかりの2人の選手にフォーカス

を当てまして、大会前や大会中の様子を収録したドキュメンタリー番組を作成、放映する予定でございます。また、その番組につきましては、大会終了後も学校現場で活用していただくことを想定しておりますが、このほかにも、例えばですが、デフアスリートが学校に出向いて体験を語っていただいたり、一緒にスポーツをしたりする出前授業のようなものがないかということで、今後検討したいというふうに考えております。

◆亀井たかつぐ委員

いろいろなことをやっていただくのですが、どれぐらいの期間を考えていますか。終わってすぐにやっていただくのはもちろんそうなんですけど、一、二か月で終わっちゃって、それで終わりという話になっちゃうと、ちょっと寂しいと思うんです。

◎健康・パラスポーツ推進室長

大会が終了いたしました後に、そのレガシー番組の放映につきましては、すぐに始めたいと思っております。その先の取組でございますけれども、特段期限を区切ってということは考えておりませんので、この先も、将来的に、予算の可能な限り続けていければというふうに考えております。

◆亀井たかつぐ委員

これは、やはりずっと長く続けて、聴覚障害者をはじめ、障害者の方々が本当に生活しやすいということを確認していくとか、見える化していくことが大事だと思っております。そうすると、ずっと長く続けていく、予算の続く限り続けていくとおっしゃっていただいたので、それはしっかりとした予算措置ができないといけないのですが、もしあれだったら、デフリンピックレガシーのアンバサダー制度みたいな形で、アンバサダーを設けてずっとその方が、アンバサダーも1人ではなくて、何人か、数人いてもいいし、県のゆかりの選手だっていっぱいいるわけですから、そういう方々にアンバサダーになってもらって、ずっと活動していただくということも考えなくてはいけないと思っておりますけれども、いかがですか。

◎健康・パラスポーツ推進室長

今御提案をいただきましたアンバサダー制度につきまして、現時点で検討はしていないところだったのですけれども、今お話を伺いまして、例えば、今回の大会で活躍された選手ですとか、あるいは、そういった選手の中でも発信力のある選手というのもしらっしゃるかと思っておりますので、そういった方に、アンバサダーという形になるのかは分かりませんが、レガシーとして体験を語っていただくような役割をお願いするということは、今後検討していきたいというふうに思います。

◆亀井たかつぐ委員

そうしていただいたほうが、より、このデフリンピックの影響がずっと続くか

と思いますので、お願いします。

以前、結構前になりますけれども、土井委員を中心に、本会議が終わった後にデフリンピックの勉強会をやって、そのときは、全日本ろうあ連盟の石野元理事長にもお越しいただいて講演をしていただいたことがあって。私もそこに出て、結構時間はたちやっていますけど、講演していただいたんです。そのときに石野元理事長がおっしゃってくれたことで印象に残っているのが、デフリンピックの準備に当たって県の職員の方に来ていただいている、その方がすごくよくやってくださって助かっていますということで、講演のときに言っていたんです。この方はまだいらっしゃると思うのですがけれども、誰が行っているか具体的な人は分かりませんが、行っていると思いますし、その人だけではなく、例えば、市町村で関係している職員の方も多分いらっしゃるのかもしれませんが、そういう方々の経験とかノウハウというのは、これから継承していかなければいけないのではないかと考えて、今どういうふうに考えてます、そういう方々の培ったものをどうやって継承していくとか、浸透させていくということを考えていますか。

◎健康・パラスポーツ推進室長

今お話のございました派遣職員ですけれども、昨年4月1日から来年の3月まで2年間、全日本ろうあ連盟のほうに派遣しております。その目的でございますけれども、障害者スポーツに関する大会・イベントの運営ノウハウの習得とともに、福祉に携わる職員の育成、共生のまちづくりの推進に資することも目的としております。

この職員が戻ってきた後、どのような形でフィードバックするかということにつきましては、配属先にもよるかと思いますが、1人の経験としてそこに残すだけではなく、周囲の職員に対してフィードバックをしていくということは、県の行政にとってもプラスになるかと思いますが、そういった形で活用ができればというふうに思っております。

◆亀井たかつぐ委員

そこまですごく信頼を勝ち得た職員の方もいらっしゃるので、そういった方々の御意見とかノウハウをしっかりと皆さんで共有していただくという形が、やはり一番の基礎になるかと思いますが、よろしくお願いします。

次に、これを一過性の大会として終わらせるのではなくて、聴覚障害者が、地域社会で自立して安心して暮らせるための福祉政策というのを恒常的にやっていかなければいけない、そういう施策を恒常的に支えていかなければいけないと思います。これは、聴覚障害者だけではなくて、私は何度も言っているのですが、聴覚障害者をはじめ、障害をお持ちの方々全体に対して住みやすい政策を取っていくことが、健常者の皆様方にも住みやすい社会の提供にもなるというふうに思って、これをやはりやっていかなければいけないと思いますし、これが、やはり最大のレガシーかと思っておりますが、このことについてはどのように考えていますか。

◎健康・パラスポーツ推進室長

障害者を含めて多様な方々が社会に暮らしていること、そして、おののおのが尊重されることの重要性を理解することが、共生社会づくりに一番重要であるというふうに考えております。県としては、デフリンピックを通じまして、見えないう障害と言われる聴覚障害者が同じようにスポーツに取り組んでいらっしゃる、また、少しの工夫で一緒にスポーツができるということを認識していただきたいと考えております。例えば、スポーツの場面であれば、陸上競技のスタートランプ、こちらは、聴覚障害者の大会だけではなく、健常者の大会でも同じように使われるようになること、また、日常の場面であれば、聴覚障害者向けの文字情報等の情報保障が当然のことになるような社会が実現することがレガシーの一つではないかというふうに考えております。そのことが、例えば、高齢者や子供など多くの人々にとって分かりやすい、暮らしやすい社会になるということが、障害のない人にとってもプラスになるということが、共生社会の実現に重要であるというふうに考えています。こうしたことを、デフリンピックのレガシーとして、誰もが暮らしやすい共生社会を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

◆亀井たかつぐ委員

ありがとうございました。以上で質問を終わります。